

前橋市病児・病後児保育施設 利用料軽減事業補助制度のご案内

病児・病後児保育施設を利用する児童の保護者に対し、その利用料の一部を補助することにより経済的負担を軽減し、子育てと就労の両立を支援します。

対象

- 1 利用時に市内に住所があること
- 2 令和7年度（9月分からは令和8年度）市町村民税非課税世帯であること
- 3 前橋市が委託している病児・病後児保育施設を利用し、かつ利用料を支払っていること
- 4 幼児教育無償化の対象になっていないこと。

対象施設

- 1 「おひさまの家」 群馬県済生会前橋病院 病児・病後児保育施設
- 2 「たんぼぼ」 前橋赤十字病院 病児・病後児保育施設
- 3 「おれんじ」 かなざわ小児科クリニック 病児・病後児保育施設
- 4 「大胡チャイルドサポート」 大胡第2こども園 病児・病後児保育施設

交付金額

日額 1,000 円

申請期間

下記の施設利用期間ごとに提出してください。

なお、申請期限は以下を原則とし、最終締め切りは令和9年4月10日（10日が土日祝日の場合はその前の営業日）とします。

施設利用期間	申請期間
令和8年4月1日から令和8年8月31日まで	令和8年9月末日まで
令和8年9月1日から令和9年3月31日まで	令和9年4月10日まで

申請場所

前橋市保健センター2階（前橋市朝日町三丁目 36-17）こども施設課
月曜日から金曜日（祝日は除く） 午前9時～午後5時

申請等に必要なもの

- 1 補助金交付申請兼実績報告書兼誓約書（様式第1号）
- 2 次のア、イのうちいずれかの書類
ア 施設利用料受領証明書（様式第2号）
イ 領収書原本（利用児童、利用施設、利用日、利用料の確認できるもの）
- 3 補助金交付請求書（様式第5号）※請求者は児童の保護者になります。
- 4 令和7年1月1日又は令和8年1月1日において、本市に住所がない場合は市町村民税が非課税であることがわかるもの（ただし、保育所（園）・認定こども園等の入園にあたり、同書類を提出している方は不要）
- 5 通帳（振込口座のわかるもの）

交付までの流れ

申請書類等の審査及び調査を行い、申請期間の翌月末日までに交付の可否、金額等を決定します。交付決定がされた場合は、申請者に対し、交付決定通知を郵送した後、請求書に記載の指定口座に補助金を振り込みます。

【申請及び問い合わせ先】

前橋市保健センター2階（前橋市朝日町三丁目 36-17）こども施設課 Tel.027-220-5706